

葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者またはその保護者が住宅設備をその障害者に適するように改造する場合、その改造工事に要する費用の一部を助成し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象工事)

第2条 本事業の対象工事（以下「工事等」という。）は既存住宅であって次の各号のいずれかに掲げる工事とする。

- (1) 浴室・便所・玄関・台所・廊下の改造工事
- (2) 天井走行式移動リフトの設置
- (3) 環境制御装置の設置
- (4) その他障害者に適するように行うと町長が認める工事

(助成対象者)

第3条 前条第1号及び第5号の対象者は、本町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、住宅設備を改造する必要があるものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者（児童を含むものとし、以下「身体障害者」という。）でその程度が1級又は2級の者
- (2) 総合療育相談センター又は児童相談所（以下「相談所等」という。）において知能指数が35以下と判定された者
- (3) 3級の身体障害者で、相談所等で知能指数が50以下と判定された者

2 前条第2号の対象者は、本町に住所を有する者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者で移動が困難である者（児童及び65歳以上の者を含まないものとする。）とする。

3 前条第3号の対象者は、本町に住所を有する者であって、四肢機能障害2級以上の身体障害者（児童を含まないものとする。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号のいずれかに定める額から別表に定める自己負担額を控除した額の範囲内で町長が定める額とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 第2条第1号及び4号の工事 | 40万円 |
| (2) 第2条第2号に掲げるもの | 100万円 |
| (3) 第2条第3号に掲げるもの | 60万円 |

(他法との適用関係)

第5条 第2条に掲げる工事等のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第

283号)第18条第2項の規定に基づき厚生大臣が定める用具の給付若しくは介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に定める居宅介護住宅改修費と重複する工事等は助成対象としないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、工事等に着手する前に、住宅設備改造費助成金申請書(第1号様式)及び住宅設備改造計画書(第2号様式)により町長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認められる者については助成金の額を決定し住宅設備改造費助成金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知しなければならない。又認定しがたい場合は、その旨通知しなければならない。

(助成の回数)

第8条 この要綱による助成は、対象者の属する世帯について1回とする。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(工事等の遂行等)

第9条 工事等に着手する者は、町長の指示に従いそれを遂行しなければならない。

2 工事等の遂行が予定期間内に完了しない場合又は工事等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

3 前項により本事業の目的が達成されないと認められるときは、町長は助成事業の中止又は助成内容を変更することができるものとする。

(工事等の完了検査)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、工事完了後速やかに工事等完了届(第4号様式)を町長に提出し検査を受けなければならない。

(助成金の支払い)

第11条 町長は、前項に定める検査により工事等の完了を確認したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第12条 町長は、助成金の交付を受けた者でこの要綱に違反又は要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載をした者に対し、第7条の規定による助成金交付決定の取り消し又は交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成12年9月1日から施行する。
(葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱の
廃止)
- 2 葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱
(昭和56年4月1日施工)は廃止する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表

世帯階層区分		自己負担額	
A	生活保護法による被保護世帯	第4条に掲げる額の範囲内に おいては自己負担なし	
B	市町村民税非課税世帯		
C1	所得税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)		
C2	市町村民税所得割課税世帯		
D1	所得税課税世帯	前年分 所得税 4,800円 以下	第4条に掲げる額又は工事費総額のうちいずれか 少ない額の1/4
D2		" 4,801円 ~ 9,600円	
D3		" 9,601円 ~ 16,800円	
D4		" 16,801円 ~ 24,000円	
D5		" 24,001円 ~ 32,400円	第4条に掲げる額又は工事費総額のうちいずれか 少ない額の1/3
D6		" 32,401円 ~ 42,000円	
D7		" 42,001円 ~ 92,400円	
D8		" 92,401円 ~ 120,000円	
D9		" 120,001円 ~ 156,000円	第4条に掲げる額又は工事費総額のうちいずれか 少ない額の1/2
D10		" 156,000円 ~ 198,000円	
D11		" 198,001円 ~ 287,500円	
D12		" 287,501円 ~ 397,000円	
D13		" 397,001円 ~ 929,400円	
D14		" 929,401円 ~ 1,500,000円	
D15		" 1,500,001円 ~ 1,650,000円	
D16		" 1,650,001円 ~ 2,260,000円	
D17		" 2,260,001円 ~ 3,000,000円	
D18		" 3,000,001円 ~ 3,960,000円	
D19		" 3,960,001円 以上	

自己負担額の算定にあたって、1円未満の端数が生じる場合は、自己負担額から切り捨てるものとする。